西沖の山発電所(仮称)新設計画に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

本事業は、供給安定性や経済性に優れた石炭を燃料として、利用可能な最新の発電技術及び環境対策を導入する火力発電所を新設する計画であり、国のエネルギー基本計画に沿ったものとされている。

しかしながら、本事業は、周辺地域(宇部市、山陽小野田市)に8か所の既設火力発電所が立地する中で、総出力120万kW(60万kW×2基)の石炭火力発電所を新設するものであり、施設の供用に伴い大量の二酸化炭素、温排水等が新たに排出され、また、工事の着工から2号機の供用開始までの工事期間が約8年に及ぶことから、周辺環境への影響が懸念される。

さらに、本事業に伴う二酸化炭素の排出については、国において検討されている 温室効果ガス削減目標等との整合が図られたものでなければならない。

このため、事業計画の更なる検討及び環境影響評価の実施に当たっては、選定した計画段階配慮事項はもとより、以下の事項についても留意した上で、環境への影響を回避・低減する必要がある。

1 全体的事項

- (1) 本事業の必要性や石炭ガス化複合発電(IGCC)を含めた発電技術等の導入の検討など、事業計画の立案に至った経緯等について、環境影響評価方法書 (以下「方法書」という。)以降の図書に記載するとともに、地元住民等へ丁 寧に説明するよう努めること。
- (2) 煙突の高さに係る複数案(160m及び180m)について、その検討経緯や決定理由を、当該案以外の案を設定しなかった理由も含め、方法書以降の図書に記載すること。
- (3) 温排水の放水口について、具体的な位置の決定に当たっては、海域の流況や 海岸・海底地形等を考慮した上で、温排水による海域環境への影響を可能な限 り低減するよう検討し、その過程や結果を方法書以降の図書に記載すること。
- (4) 今後の環境影響評価の実施に当たっては、本事業に伴う環境影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を選定するとともに、適切な調査・予測・評価の実施及び具体的な環境保全措置の検討を行うこと。

2 個別的事項

(1) 大気質

ア 事業実施想定区域周辺においては、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び光化学オキシダントに係る環境基準値を超過している地点が存在することから、これらの原因物質となる硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の排出による影響を可能な限り低減するため、最新鋭のばい煙処理施設を導入するとともに、その排出量の低減効果を踏まえた上で、環境影響評価を実施すること。

- イ 燃料となる石炭について、高品質で、硫黄分や重金属等の少ないものを選定 するとともに、水銀等の重金属の排出による影響について、今後の国の法規制 の動向等を踏まえた上で、環境影響評価を実施すること。
- ウ 施設の供用に伴う排出ガスについて、事業実施想定区域周辺の既設火力発電 所からの排出ガスとの重畳や逆転層などの特殊な気象条件等も踏まえた上で、 環境影響評価を実施すること。
- エ 工事用資材の搬出入や石炭の輸送・貯蔵等に伴う粉じんについて、その発生 を抑制するとともに、適切に環境影響評価を実施すること。

(2) 騒音

事業実施想定区域の周辺道路において、道路交通騒音に係る環境基準値を超過している路線が存在することから、工事用資材の搬出入等に係る車両の走行経路の選定に当たっては、走行車両の増加による当該路線への影響を回避・低減するよう配慮するとともに、当該路線を選定する場合には、適切に環境影響評価を実施すること。

(3) 水質

事業実施想定区域の周辺海域において、水質に係る環境基準値を超過している地点が存在することから、施設の供用に伴う排水や工事の実施に伴う水の濁り等による当該海域への影響を回避・低減するよう配慮するとともに、適切に環境影響評価を実施すること。

(4) 動物・植物

ア 陸生生物への影響について、事業実施想定区域内における草地等の生息・生 育地面積に対する土地改変の面積の割合や工事による一時的な土地改変が及 ぼす影響を考慮した上で、事業計画の検討に当たって配慮すること。

また、土地改変の面積や施設の配置の決定に当たっては、その検討経緯や決定理由を方法書以降の図書に記載すること。

- イ 海生生物への影響について、既設火力発電所の温排水の拡散状況や事業実施 想定区域周辺海域の流況等を的確に把握した上で、温排水の拡散による3℃以 下の水温別の上昇域についても予測・評価を行うとともに、その影響を可能な 限り低減するよう配慮すること。
- ウ 事業実施想定区域の周辺海域において、ノリの養殖業等の漁業活動が行われており、また、温排水による海域生態系への影響が懸念されることから、重要な種だけでなく、養殖対象種や漁獲対象種及びそれらの餌生物等を含むその他の種への影響についても、適切に環境影響評価を実施すること。
- エ 動物及び植物の調査について、平成6年や平成9年等に作成された資料を使用していることから、必要に応じて専門家の意見を聴くなど、適切に現地調査

を実施し、生息・生育地の分布状況を的確に把握した上で、環境影響評価を実施すること。

オ 事業実施想定区域では、平成15年から平成18年にかけて、別の事業に係る環境影響評価法に基づく手続が行われており、その際の山口県知事意見において、「計画地及びその周辺において生息、生育が確認されているチュウヒ、ヒヌマイトトンボ、ベッコウトンボ、ウラギクについて、講じることとしている保全措置の実施に当たっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴き、適切な対応を図ること。」と述べていることから、当該意見の内容についても考慮すること。

(5) 廃棄物等

工事の実施及び施設の供用に伴い発生する廃棄物について、その発生を抑制 するとともに、セメント原料等として再生利用するなど、最終処分量の削減に 努めること。

(6) 景観

施設の存在に伴う景観への影響について、煙突の高さに対する視野角による 評価だけでなく、煙突の形状や色彩等も考慮するとともに、適切に環境影響評価を実施すること。

(7) 温室効果ガス

- ア 本事業に伴う大量の二酸化炭素の排出について、国において検討されている 温室効果ガス削減目標等との整合性が示されていない。このため、国の意見等 を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直すこと。
- イ 施設の供用に伴い排出される二酸化炭素について、発電技術に係る「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」(平成25年4月25日、経済産業省・環境省)におけるBAT(Best Available Technology)への適合が明確でなく、排出量も明らかにされていない。このため、BATへの適合状況、発電電力量当たりの排出量及び総排出量を方法書以降の図書に記載すること。
- ウ 二酸化炭素の排出について、竣工に至るスケジュール等を勘案した上で、利用可能な最良の発電技術の導入による削減対策を検討するとともに、木質バイオマスとの混焼のほか、二国間クレジットやJークレジット制度の利用など、発電技術以外の削減対策についても検討し、その過程や結果を方法書以降の図書に記載すること。
- エ 二酸化炭素の分離回収・貯留技術についても、技術開発の状況を踏まえた上で、今後の導入の可能性や手法等について方法書以降の図書に記載すること。